

九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月9日

九十九里町長

浅岡 厚

## 九十九里町条例第17号

### 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

九十九里町国民健康保険税条例(平成28年九十九里町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項中「66万円」を「67万円」に改め、「17万)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,190円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 70円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 850円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 50円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 340円

カ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 20円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号オに規定する金額を減額した世帯 255円

イ 前項第2号オに規定する金額を減額した世帯 425円

ウ 前項第3号オに規定する金額を減額した世帯 680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 850円

第23条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援金納付金課税額の被保険者均等割額  
当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の九十九里町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の

国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。